



平成 20 年 5 月 30 日

各位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一
(コード番号 4723 東証第一部)
問合わせ先 経営企画本部 IR部長 前田 智之
(TEL. 03-3405-9262)

固定資産の譲渡に関する日程変更のお知らせ

平成 20 年 4 月 30 日付「固定資産の譲渡に関する日程変更のお知らせ」にて公表致しました、当社が保有するパーリントンハウスの固定資産の株式会社ゼクス（以下ゼクス）に対する譲渡の日程（物件引渡しの日程）に変更が生じたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 譲渡の日程（物件引渡しの日程）変更及び変更理由

当社が保有するパーリントンハウスの固定資産（住宅型有料老人ホーム 2 施設）に関し、当該物件の契約上の諸手続きが未了であった為、物件引渡し時期を平成 20 年 4 月 30 日から起算して一ヶ月程度を目処に延期する予定であることをお知らせ致しておりましたが、この度、物件引渡し時期を更に延期することになりました。

尚、契約上の諸手続きの概要は、以下の通りです。

物件引渡し手続き精査の過程で、当該物件パーリントンハウスの現状建物と図面等に一部不整合と思われる箇所が見つかりましたが、極めて専門的な領域であることから、ゼクスとも協議し、特定行政庁へ相談のうえ、その判断を仰ぐことと致しました。詳細な調査を行いその結論が出るまで、当該物件の引渡し時期を延期することと致しました。

本年 3 月 28 日、東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課から、建物の所有者である、当社に対し、パーリントンハウス馬事公苑建物の構造設計に関して、『現状建物、竣工図および施工図に基づく原設計者以外の第三者による構造計算の実施』を行うよう建築基準法 12 条 5 項に基づく要請があり、その結果に基づいて公的な第三者機関に諮問した後、当該建物の建築基準法適合性について最終的な判断を行うこととなっております。現在当社は、第三者再検証者を選定し、東京都の確認、ゼクスの同意のうえで再検証を開始しております。

また、パーリントンハウス吉祥寺につきましても、同様に特定行政庁である三鷹市に

相談しておりましたところ、本年5月28日に特定行政庁三鷹市長から、当社に対し建築基準法第12条5項に基づく報告要請がありました。

物件引渡し時期は、特定行政庁による両物件の建築基準法適合性の判断後となるため、現時点においては3ヶ月程度を目処に延期することになりました。

【対象物件】

物件名称	資産の所在地
バーリントンハウス馬事公苑	東京都世田谷区上用賀一丁目22番23号
バーリントンハウス吉祥寺	東京都三鷹市下連雀五丁目3番5号

2. 今後の見通し

物件引渡しの時期の変更であり、譲渡内容につきましては変更ありませんが今後の当社連結業績に与える影響につきましては、確定した時点において速やかに開示致します。

以上

<参考>

特定行政庁

その地域ごとに定められる建築基準法に関する管轄庁のことです（建築基準法第2条第33号）。

建築基準法第12条5項

特定行政庁に当該建物の構造等に関し、その所有者等に対する報告請求権を付与する規定です。